

議案第 7 号

羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や市民の多様なニーズに応じた施策を総合的かつ機動的に展開できるよう、総務部が所掌する市税の賦課等に関する事務及び保健福祉部が所掌する国民年金等に関する事務を市民生活部に移管するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市事務分掌条例(平成 14 年羽曳野市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 12 号から第 14 号までを削り、第 15 号を第 12 号とし、第 16 号を第 13 号とする。

第 5 条中第 5 号から第 7 号までを削る。

第 7 条に次の 7 号を加える。

- (12) 市税の賦課に関する事。
- (13) 市税の徴収に関する事。
- (14) 固定資産の評価に関する事。
- (15) 国民年金に関する事。
- (16) 国民健康保険に関する事。
- (17) 後期高齢者医療に関する事。
- (18) 医療費助成に関する事。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市事務分掌条例 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(総務部の事務)</p> <p>第4条 総務部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(保健福祉部の事務)</p> <p>第5条 保健福祉部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>(市民生活部の事務)</p> <p>第7条 市民生活部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p><u>(12) 市税の賦課に関すること。</u></p> <p><u>(13) 市税の徴収に関すること。</u></p> <p><u>(14) 固定資産の評価に関すること。</u></p> <p><u>(15) 国民年金に関すること。</u></p> <p><u>(16) 国民健康保険に関すること。</u></p> <p><u>(17) 後期高齢者医療に関すること。</u></p> <p><u>(18) 医療費助成に関すること。</u></p> <p>以下省略</p> | <p>(総務部の事務)</p> <p>第4条 総務部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p><u>(12) 市税の賦課に関すること。</u></p> <p><u>(13) 市税の徴収に関すること。</u></p> <p><u>(14) 固定資産の評価に関すること。</u></p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(保健福祉部の事務)</p> <p>第5条 保健福祉部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 国民年金に関すること。</u></p> <p><u>(6) 国民健康保険に関すること。</u></p> <p><u>(7) 後期高齢者医療に関すること。</u></p> <p>第6条 省略</p> <p>(市民生活部の事務)</p> <p>第7条 市民生活部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>以下省略</p> |